

令和5年度予算主要事業の概要
(事業別説明資料)

農林部



目 次

農業人材の確保に向けた包括支援	4
農業経営の安定化に向けた支援	8
大規模土地利用型農業用機械の導入支援	9
将来の農地利用に向けた検討と実証	10
農商工連携による米粉用米の生産	11
ほ場の小規模基盤整備の推進	12
飛騨市食材のブランド化支援	13
豊かな食と農のオーガニック推進プロジェクト	14
まるごと食堂等による市産食材の魅力発信	15
鮎の知名度向上と活用の推進	16
食の総合プロデュースの推進*	17
伝承作物の活用推進	18
粗飼料自給率の向上支援	19
地域協同での放牧による遊休農地等対策	20
臭いを抑えた高品質堆肥づくりの研究	21
地元産高品質堆肥の利用促進	22
飛騨地鶏の安定した生産の支援	23
高性能林業機械の活用支援	24
林業・木工技術者の確保育成の推進	25
特定間伐等促進計画の策定による再生林の推進	26
レーザー測量等 ICT 技術を活用したスマート林業の実証	27
持続可能な広葉樹生産の見える化の推進	28
広葉樹のまちづくりを伝えるツアーの開催	29
広葉樹の育成・施業に対する支援	30
飛騨市産広葉樹を活用した家具等購入に対する支援	31
飛騨市独自の広葉樹サプライチェーンの構築	32
広葉樹活用ネットワーク化の推進	33

広葉樹端材の市内循環活用の推進	34
^{エフエスシー} F S C 認証取得と認証材サプライチェーンの整備	35
高野千本桜夢公園の環境整備	36
有害鳥獣被害に対するワンストップ支援	37
有害鳥獣捕獲個体の資源利用の推進	38
狩猟者の確保・育成	39
地籍調査の効率化の推進	40

拡充 農業人材の確保に向けた包括支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】	
28,412	県支出金	補助金	26,490
	新規就農者育成基金	負担金	715
(前年度予算 35,921)	一般財源	その他	1,207

2 事業背景・目的

農業生産者の高齢化や後継者不足が進む中、新たな担い手の確保が大きな課題となっています。また、近年の不安定な世界情勢に伴う農業用資材や肥料の高騰などにより、新規就農者の将来に対する不安の声やせつかく農業に興味を持っていても就農を躊躇される就農希望者がいるなど、農業人材不足に拍車をかけている状況です。

市ではこれまで飛騨地域トマト研修所や農家研修などを通じて、新規就農者の育成を図ってきたほか、独立就農への支援を中心とする様々な対策を講じてきました。しかし、独立就農以外にも様々な就農形態があることに加え、多様な働き方に合わせた支援の見直しが必要であることから、就農支援策全体を整理し、支援が行き届いていない方への対策を整備することで、誰もが安心して就農できる環境の充実に図り、農業人材の確保に繋げていきます。

3 事業概要

I. 研修生や新規就農者への支援

収入がない研修期間中や就農直後の経営が安定していない期間も安心して農業に取り組み、早期の自立が図られるよう研修生や新規就農者に対する支援の充実に図ります。

① 【拡充】新規就農者の不安払しょくと早期の経営安定を支援 (12,000千円)

これまで市では認定新規就農者の早期の経営安定を図るため、国の経営開始資金(旧農業次世代人材投資資金)を活用し、年間最大150万円を就農時から最長5年間給付してきました。しかし、令和4年度に大幅な制度改正が行われ、令和4年度以降の新規就農者は給付期間が3年に短縮されたことから、4年目、5年目について市が独自に年額120万円を給付します。

② 【拡充】初期投資費用の軽減 (6,750千円)

- 認定新規就農者(見込を含む)が小規模基盤整備事業を活用して就農地の整備を行う場合の支援を1/2から3/4に拡充します。※予算は「ほ場の小規模基盤整備の推進」の内数
- 就農1年目の初期投資に対する支援を目的とした国の経営発展支援事業(補助率最

大3/4) を活用し、新規就農者の負担軽減を図ります。

- 国の経営発展支援事業を最大限活用するため、購入するまでの間にどうしても必要となる農業機械等のレンタル料の1/2（上限10万円）を支援する制度を創設します。
- 県と市が認定新規就農者の初期投資費用への支援を行う「元気な農業産地構造改革支援事業」について、市の補助率を1/6から1/3に拡充し、県と市合わせて最大2/3にします。（制度拡大）
- 市が認定新規就農者の更なる経営発展を目的に青年等就農計画（5年間）に記載された農業設備等の導入に対して支援を行う「新規就農者施設整備補助金」について、補助率を2/5（上限100万円）から1/2（上限100万円）に拡充します。

③ 【拡充】住環境支援の充実（2,200千円）

- これまで研修生のみを対象としていた家賃補助について、新規就農者も対象に加え、研修期間と合わせて最長7年間、家賃の1/2（上限4万円/月）を支援します。
- 研修終了後、就農地付近に引越しが必要となった場合に、引越費用の1/2（上限5万円）を支援します。

④ 【拡充】研修の充実（769千円）

飛騨地域トマト研修所や農家研修を通じて農業人材の育成を推進するとともに、市内若手農業者を中心に新たな指導者の育成を図ります。

また、研修生に対してはこれまで国の就農準備資金や県のぎふ農業経営者育成発展支援事業補助金により研修期間中の生活を支える支援が行われていますが、これらの対象は県が認める研修施設等に限られることから、市では国、県の研修支援制度の対象とならない方で、市が認める認定農業者（親元を除く）のもとで研修を行う55歳未満の研修生に対し、研修中の資金として最大50万円（1回限り）を支援します。（制度拡大）

⑤ 【新規】万が一の備えへの支援（240千円）

経営が安定していない新規就農者が災害等の予期せぬ事態に備え、安心して農業に取り組んでもらうため、認定新規就農者が加入する収入保険と園芸施設共済（通年加入に限る）について、各掛金が5万円以上となる場合にそれぞれ定額2万円を最大5年間支援します。

⑥ 【新規】新規就農者への屋外看板贈呈（500千円）

飛騨市の重要な担い手であることを地域の方々に広く知ってもらい、末永く営農してもらえるよう、市が指定する研修施設を卒業し市内で就農した研修生に卒業記念として屋外看板を贈呈します。

⑦ 【新規】研修生への米贈呈（51千円）

市が認める研修施設等で研修を行う研修生に米1俵/年（最長2年間）を贈呈します。

⑧ 【継続】サポート体制の充実（ゼロ予算）

研修生や新規就農者が安心して農業に取り組めるよう、市や県、JAなどの関係機関

が協力しサポート体制の充実を図るとともに、農業相談員の定期巡回により困りごとなどの早期解決に努めます。

II. 様々な就農形態に応じた支援

就農には独立就農だけでなく、親元就農や雇用就農など様々な就農形態があります。これまでの支援内容を見直し、それぞれの形態に応じた支援の充実を図ります。

① 【拡充】後継者支援の充実（500千円）

担い手農家の子どもが後継者として親の農業を引き継ぐ場合、もしくは親元で農業を行いながら将来的に独立し認定農業者を目指す場合に、承継順位に関係なく50万円／年（最長3年間）の支援を行います。また、後継者がいない担い手農家の経営を引き継ぐための第三者承継も対象とするほか、これまで45歳未満としていた対象者の年齢要件を55歳未満まで拡充します。

② 【新規】独立就農者支援の充実（制度創設）

独立就農者への支援は主に国の経営開始資金（旧農業次世代人材投資資金）を活用していますが、年齢要件（原則45歳未満）などにより対象とならない方もみえることから、新たに市の制度を創設し年齢要件を55歳未満まで広げ、50万円／年（最長3年間）の支援を行います。

③ 【拡充】雇用就農の推進（1,000千円）

- 国の雇用就農資金の対象とならない3親等以内の親族を雇用した場合や就農準備資金を受給した方を雇用し人材育成を図る農業法人に対して50万円／年（最長3年間）の支援を行います。
- 農業法人に1年以上雇用された市民に対する就農奨励金について、学卒者とU・Iターナー者の区分をなくし、一律7万円に統一します。
- 農業法人等が独自に行う人材募集活動やインターンの受入、人材確保を目的とした屋外トイレの設置等の費用の一部を支援します。

④ 【改善】中高年就農者への支援（3,000千円）

- 市内で新たに自営就農し、出荷組合等に所属した55歳以上75歳未満の方で、3年以上農業に従事する就農計画を立て認められた場合に50万円（就農後3年以内1回限り）を給付します。
- 市内で新たに自営就農し、出荷組合等に所属した45歳以上75歳未満の方で、就農後3年以内に新たな農機具等を導入する経費の1/3の額（上限50万円、1回限り）を支援します。
- 市内で水稲作付を行う45歳以上75歳未満の方で、新たに5a以上の農地を借りて3年以上水稲作付を行う場合に、農機具等の導入経費の1/3の額（上限50万円）を支援します。また、基幹三作業（耕起・荒くれ・代かき、田植え、刈取り）の作業受

託を合計10a以上かつ3年以上行う場合には、農機具等の導入経費の1/3の額（上限30万円）を支援します。なお、これまで1回限りの利用としていましたが、耕作者の作業面積が1haを越えた場合は2回目の利用も可能とします。

Ⅲ. 農業の人手不足解消に向けた取り組み

① 【新規】市内外の多様な人材の活用（6千円）

短期間の雇用確保を目的に「ヒダスケ」や「おてつたび」による市内外の多様な人材活用を図るため、制度説明や利用農家の事例紹介など農家向けの勉強会を開催します。

② 【継続】農業の魅力情報発信（383千円）

農業の生産現場では労働力の確保が非常に厳しく、事業の継続すらも困難となりつつあります。市では、ホームページや情報誌等で市内農家の求人募集や農業に関わる幅広い情報をお知らせしながら、農業の魅力を発信し雇用確保に繋げていきます。

Ⅳ. 新規就農者の獲得に向けたPR

① 【継続】市外からの農業人材の獲得（977千円）

全国の就農希望者が集う就農フェアには市やJA職員のほか、市内農業者にも一緒に参加してもらうことで、飛騨市の農業の魅力をより深く発信していきます。あわせて就農希望者が飛騨市での農業を具体的にイメージしてもらえるよう市内の農家を巡る体感ツアーや短期農業体験を積極的に受け入れ、市外からの新規就農者獲得に繋がります。

② 【継続】市内農業人材の掘り起し（36千円）

市内の学生向けに発行される就職情報誌に農業の特集ページを掲載し、研修制度や新規就農者支援の充実などをPRしながら市内農業人材の掘り起しを行います。

Ⅴ. 農業設備等導入支援の基本的な方針について

新規就農者を始めとする農業者の農業設備等の導入に対する支援は、国・県の有利な補助制度を積極的に活用する方針ですが、これまでそうした国・県補助制度の予算不足や制度改正等により農業者に十分な支援が届かない案件がありました。

このことから、以下の支援内容を基本的な補助金の上限とし、国・県補助制度を活用しつつ、国・県からの補助金が十分給付されなかった場合は、既存の市単独補助制度を活用し補填できるよう考え方を整理しました。

市単独補助の支援内容

「認定新規就農者」	補助率1/2	上限100万円
「認定農業者」	補助率2/5	上限100万円
「その他農業者」	補助率1/3	上限100万円

※その他農業者とは、75歳未満で50万円以上の農業収入があり、一定以上の作付面積がある農業者

※各種補助制度には諸条件があります。詳しくは下記までお問い合わせください

担当課：農林部農業振興課（☎0577-73-7466） 予算書：P. 98

新規 農業経営の安定化に向けた支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
600	一般財源	600 交付金
(前年度予算	0)	

2 事業背景・目的

近年、農業用資材の高騰や天候不順等により、安定した農作物の生産・経営が厳しくなる中、経営の安定化を図られている農業者の多くは需要に応じた作物の栽培やそれに合わせた保険制度に加入する等、様々な手法を用いて所得向上と経営の安定化に努めています。しかし、こうした様々なリスクに対応した収入保険制度への市内農家の加入率は2割程度と少ないのが現状です。

このことから、令和5年度は収入保険未加入の農業者を対象に勉強会や保険料の一部支援を行い、加入促進と農業者の経営安定化を図るとともに、農産物直売所等でより売れる農産物について、消費者のニーズに応じた生産と販売を学ぶ機会を設け農業生産者の所得向上を図ります。

3 事業概要

① 収入保険制度勉強会の開催（ゼロ予算）

自然災害やケガ・病気での減収、市場価格の下落、災害で作付け不能など農業者の経営努力では避けられない収入の減少を補填する収入保険制度に未加入の農業者を対象に、制度について学ぶ勉強会を収入保険加入申込み前の秋頃までに実施し、新規加入の促進と農業経営の安定化を図ります。

② 収入保険制度への加入支援（600千円）

新たに収入保険制度に加入希望される方の保険料（積立金・付加保険料を除く）が5万円以上の場合、定額2万円を市が支援することで、収入保険への加入促進を図ります。

③ 農産物直売所生産者（スキルアップ）講習会の開催

売れる農作物の紹介やその作物の育て方等について、市の地場産品直売施設「そやな」の設立に携わり、地産地消のアドバイザーでもある勝本氏による勉強会を夏頃に行い、消費者のニーズや需要に応じた生産・販売を行うことで所得向上に繋がります。

※食のまちづくり推進課にて予算計上

担当課：農林部農業振興課（☎0577-73-7466） 予算書：P. 101

新規 大規模土地利用型農業用機械の導入支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
2,000	一般財源	2,000 補助金
(前年度予算 0)		2,000

2 事業背景・目的

近年、高齢化による農作業の負担や農業後継者の不足から、農地を将来にわたって維持・保全していくことが困難な状況になることが予想されますが、点在化している農地を効率的に担い手に集積・集約化することで、生産のコスト、作業時間の削減が見込まれ、少人数でも持続可能な営農に繋がります。

そうした中、古川町是重地区等では現在県営土地改良事業ほ場整備工事が行われ、現況農地区画が5aの狭小な区画から50aの区画に拡大し、これまでのトラクターでは作業効率も上がらないことから大型農業用機械の導入が必要となりますが、機械が高価で農業者の負担が大きいという課題があります。

このことから、農業の持続可能な営農に繋げるために、ほ場整備と大型機械の導入をセットで検討を行い、スマート農業技術を取り入れた大型で馬力のあるトラクター等の導入を支援することで、農業担い手の労働力削減を図ります。

3 事業概要

現在の県営土地改良事業及び今後予定する県営土地改良事業のほ場整備工事により、区画拡大するほ場の地区の農業者（担い手）で組織する団体に対し、大型農業用機械の導入にかかる経費を支援します。

対象経費：大型農業用機械及びそれに必要な補助作業機械の購入またはリースする経費

補助額：対象経費から一般的なほ場区画で作業する規格の農業用機械価格を引いた額

購入の場合…年間支援額は補助額を法定耐用年数で除した額

リースの場合…年間支援額は補助額を法定耐用年数またはリースする年数で除した額

補助対象機械：トラクター、ロータリー、代掻きハロー、レーザーリベラー（光学式水平作業機）、心土破碎、掘取機など

拡充 将来の農地利用に向けた検討と実証

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
2,000	一般財源	2,000
		委託料 1,600
		原材料費 200
		その他 200
(前年度予算 2,000)		

2 事業背景・目的

人口減少や高齢化による農業離れが深刻化し、農地としての維持すらも困難となっています。特に市の大半を占める中山間地では山際などの条件が悪い農地や小区画の農地が点在する地域が多く、また、畦畔が大きい草刈りなどの維持管理にも多大な時間と労力を要することから、限られた担い手で全ての農地を守っていくことは難しい状況です。

令和4年度に人・農地関連法が改正され、令和5～6年度の2年間で農業生産を行う農地とそれ以外の活用を図る農地を整理したうえで、担い手に集約・集積を進める地域計画の作成が法定化されました。市は国の法改正に先駆けて古川町畦畑区をモデル地区に設定し、将来に向け担い手への集積や集約、また、農地の粗放的管理（あまり手を掛けず農地を維持させる管理）について畦畑地区の皆さんと座談会を実施してきました。

令和5年度は誇りある農村環境を未来に繋いでいくために、令和4年度に畦畑地区で行った座談会を各地域でも実施するとともに、畦畑地区では農地の粗放的管理を実証し、他地域へ展開していくことで、次世代に安心して引継げる農地利用を検討していきます。

3 事業概要

①【拡充】集落座談会の開催（200千円）

令和4年度に実施した畦畑地区の座談会の成果をもとに、令和5年度から2年間で改良組合単位を基本とした集落座談会を開催し、農業用の利用とそれ以外の利用を図る農地を整理し、農地を担い手に集約させる計画を作成します。

あわせて、新規就農者がスムーズに就農できるよう、この座談会の中で耕作者や土地所有者の意向を確認し、就農候補地のリスト化を進めます。

②【新規】農地の粗放的管理の実証（1,800千円）

農村振興に関する専門家と連携し、令和4年度に畦畑地区をモデルとして作成した地域計画の実行にあたり、遊休農地等対策を目的とした放牧など様々な実証を行い、最適な手法を検討するほか、農地活用の具体的な手法などの参考となる情報をまとめた基本マニュアルを作成し、地域計画の横展開するための環境を整えます。

担当課：農林部農業振興課（☎0577-73-7466） 予算書：P.99

新規 農商工連携による米粉用米の生産

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
800	一般財源	800 交付金
(前年度予算	0)	

2 事業背景・目的

肥料をはじめとする水稻生産に必要な資材価格の高騰に加え、食の多様化によって主食用米の需要は年々減少傾向にあることから米価の上昇はなかなか見込めず、水稻経営は厳しい状況にあります。

採算が合わなくなれば耕作放棄地が増加し、水田の有する多面的機能が低下することで、自然環境の悪化が懸念されることから、水田機能を有した農地を維持していくために、主食用水稻以外の作物による活用方法を見出すことが課題となっています。

こうしたことから、令和5年度より地元の農業者・パン製造者と連携し、米粉用米の栽培とモチ米粉を使用したパンの生産・販売を支援することで、新たな土地利用型の転作取組みによる農地保全と地産地消を推進するほか、市外への販売による飛騨市産米のPRに繋がります。

3 事業概要

パン原材料の一部として使用するモチ米はうるち米より収量が少ないことや米粉用米の生産にかかる新たなコストも発生することから、米粉用にモチ米を生産する農業者に対し、交付金を支給します。

<交付内容>

- コシヒカリを栽培した場合の収入と、国の「水田活用の直接支払交付金」を活用し米粉用米を栽培した場合の収入の差額
- モチ米の収量を増やすために必要な追加肥料の購入費用
- 収穫したモチ米を米粉にするために製粉業者へ輸送する際の費用

担当課：農林部農業振興課 (☎0577-73-7466) 予算書：P. 101

拡充 ほ場の小規模基盤整備の推進

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
5,500	一般財源	5,500 補助金
(前年度予算 4,000)		5,500

2 事業背景・目的

農業者の高齢化や後継者不足が進む中、少人数で広い面積を営農できる環境を整え、また、農業生産効率を向上させるために、ほ場の拡大や給排水設備の布設、土壌改良、獣害復旧等の小規模基盤整備に対する支援を行っています。

加えて、新規就農者についても、作付する品目に適したほ場となるよう整備に対する支援を行ってきましたが、新規就農者は初期に係る準備経費の資金捻出が難しいため、補助率を拡充することで就農への支援の充実を図るほか、地域の担い手や中山間協定農用地での給排水改善にかかる補助率についても拡充を図ります。

3 事業概要

①【拡充】ほ場の大区画化支援

対象経費：畦の除去や敷高の調整にかかる工事費

- ・ 地域の担い手が自身の耕作地を拡大
補助率3/4（継続）
- ・ 中山間の集落協定参加者が協定農用地を拡大
補助率3/4（継続）
- ・ 地域の担い手になる前の新規就農者が耕作地を拡大
補助率3/4（1/2から拡充）
- ・ それ以外の農業者が耕作地を拡大
補助率1/2（継続）

②【拡充】給排水工によるほ場条件の改善支援

対象経費：生産性の向上を目的とした給排水工事費

- ・ 地域の担い手が自身の耕作地を改善
補助率3/4（1/2から拡充）
- ・ 中山間の集落協定参加者が協定農用地を改善
補助率3/4（1/2から拡充）
- ・ 地域の担い手になる前の新規就農者が耕作地を改善
補助率3/4（1/2から拡充）
- ・ それ以外の農業者が耕作地を改善
補助率1/2（継続）

③【継続】不作付地などの復旧に伴う土壌改良支援及び獣害による法面被害復旧支援

対象経費：農振農用地区域で2年以上作付けされていない不作付地や遊休農地等を復旧及び獣害による農地法面、畦畔被害を復旧 補助率1/2（継続）

担当課：農林部農業振興課（☎0577-73-7466） 予算書：P. 100

拡充 飛騨市食材のブランド化支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】		【主な使途】	
1,466	一般財源	1,466	補助金	1,050
			印刷製本費	340
(前年度予算 410)			消耗品費	76

2 事業背景・目的

市では、これまで飛騨市産米に特化したブランディングを目的に、パッケージデザインや梱包材の制作に対する支援を行ってきましたが、近年、ふるさと納税返礼品や独自ECサイト、直売所等への出品など、様々な販売形態を活用した独自の販路を拡大していく生産者が増えており、独自ブランドとしてパッケージデザインのクオリティも重要視されてきています。

このことから、令和5年度より米以外の農畜水産物にも支援の対象枠を拡大するとともに、農業者ではデザインに関するノウハウがないため、売れるためにどういった情報を盛り込めばいいかわからないといった課題もあることから、デザインのアドバイスを受けることを条件に加えることで、デザインの質を向上させ、生産者の所得向上につなげます。

3 事業概要

①【新規】飛騨市食材ブランド化支援 (1,000千円)

新たに農畜水産物をブランディングするためのパッケージデザイン料やそのデザインにかかる指導料、梱包材等の制作費用を支援します。

補助率：1/2 (上限20万円)

対象者：農畜水産物を生産する市内に住所を有する個人又は団体

※マーケティングアドバイザー等によるデザイン指導を受けることを条件とします。

②【継続】飛騨地鶏・飛騨牛・飛米牛のPR (466千円)

〔地 鶏〕畜産振興事業補助金

イベント出展に要する出店料・器具機材費・消耗品・人件費 (年間上限5万円)

〔飛米牛〕飛騨市経産肥育牛 (飛米牛) ブランド化支援事業

経産牛肥育組合における肉そのものを評価する食味研究会を年1回開催

〔飛米牛〕販売促進グッズ作成 (パンフレット作成)

〔飛騨牛〕ふるさと納税返礼品でのロゴシールの活用や、WEB上でもPRを強化

担当課：農林部食のまちづくり推進課 (☎0577-62-9010) 予算書：P.99

新規 豊かな食と農のオーガニック推進プロジェクト

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
1,050	ふるさと納税	1,050
		賄材料費 900
		印刷製本費 100
(前年度予算 0)		その他 50

2 事業背景・目的

みどりの食料システム法が令和4年7月1日に施行され、国は日本の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%まで拡大する目標を掲げました。

市の耕地面積のうち有機農業に取組む面積の割合は0.9%となっており、これは一般的な農業に比べ、手間やコストがかかる等の要因が主に挙げられますが、国が掲げる目標に近づけるためには、消費者の方に有機農業について知っていただくことも重要です。

そのため、令和5年度は有機農業や環境に配慮した農業に対する理解を深める取り組みを実施し、みどりの食料システム戦略に沿った農業スタイルの普及と有機農業の認知度向上を図ります。

3 事業概要

① 環境に配慮した農業の理解を深める勉強会の開催 (150千円)

市民や市内直売所出荷等を対象に、「暮らしに取り入れる自然の仕組み」をテーマとした家庭菜園レベルから環境に配慮した農業を学べる勉強会を年3回程度実施します。

② まるごと食堂「オーガニックウィーク」の実施 (まるごと食堂事業に計上)

市内飲食店における農薬・化学肥料不使用の野菜を使った料理の提供を8月頃に実施します。また、市内直売所にて特設コーナーの設置や即売会を行います。

③ オーガニック給食の提供 (900千円)

○市内全保育園及び小中学校にて、給食の「白米」を農薬・化学肥料不使用の米に置き換えた給食の提供を年1回程度行います。

○自園・自校給食の保育園・小学校にて8月～10月の期間の中で月に1回程度、給食の一部の材料を農薬・化学肥料不使用の野菜に置き換えた給食の提供を行います。

④ 有機農業の認知度向上のための情報発信 (ゼロ予算)

広報ひだ等において、有機農業に取組む農家の紹介やイベント情報などを発信します。

担当課：農林部食のまちづくり推進課 (☎0577-62-9010) 予算書：P. 98
 教育委員会事務局教育総務課 (☎0577-73-7493) 予算書：P. 145
 市民福祉部子育て応援課 (☎0577-73-2458) 予算書：P. 79

拡充 まるごと食堂等による市産食材の魅力発信

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
5,884	ふるさと納税	5,884
		委託料 4,494
		印刷製本費 600
(前年度予算 1,600)		その他 790

2 事業背景・目的

市では、令和2年度より飛騨市の食材の魅力発信、地産地消を目的に「飛騨市まるごと食堂」を実施し、飲食店と生産者の新たな取引につながり、常に市の食材を使用している飲食店も出てきたことで、市民の市産食材の認知度は高まりつつあります。

しかし、市外の方には市産食材の魅力を十分発信できていないことから、令和4年度に実施した首都圏シェフ招へいツアーを機に、新たに取引が始まった首都圏店舗等においても市産食材のPRの強化を図るほか、まるごと食堂の仕組みを活用し、テーマ性を持たせた事業を新たに展開することで、更なる市産食材の魅力発信につなげます。

3 事業概要

①【拡充】まるごと食堂の実施（3,384千円）

- 8月1日～9月30日の2ヶ月間に飲食店と地元農家がコラボしたメニューの提供やスタンプラリーを行う飛騨市まるごと食堂を実施します。加えて、同時期に新たな取り組みとしてオーガニックウィーク（直売所での販売会、各種ワークショップ）の実施や、飲食店等での体験メニューの作成を行います。
- 市にゆかりのある首都圏の飲食店において飛騨市産食材を使用したメニューを提供する、首都圏版「飛騨市まるごと食堂」を上記の開催時期にあわせて実施します（5店舗を想定）
- 新たな取り組みとして、全国糖尿病週間（11月）に、管理栄養士との連携により、飲食店の既存メニューの一部を健康食（バランス食、減塩、カロリーオフ）にアレンジした料理を提供する飛騨市まるごと健康食堂を開催します。

②【新規】首都圏における富裕層をターゲットとしたイベントの開催（2,500千円）

富裕層をターゲットに市特産品の販路拡大を図るため、東京都港区白金台にあるM u S u B u（物販や展示が可能なポップアップイベントスペース）において、市内で生産された食材の販売会やコラボメニューの提供、メディアへの情報発信レセプションを行うイベントを8月23日から5日間開催します。

担当課：農林部食のまちづくり推進課（☎0577-62-9010） 予算書：P.99

拡充 鮎の知名度向上と活用の推進

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
405	ふるさと納税	405
		消耗品費 140
		印刷製本費 100
(前年度予算 244)		その他 165

2 事業背景・目的

市では飛騨市の鮎の知名度向上や販路拡大の一環として、首都圏でも影響力のあるシェフを飛騨市に招き、生産者との交流を通じて価値ある鮎であることを知っていただくなど、高価取引に繋がる取組みを行ってきました。このように、飛騨市の鮎が首都圏の高級料理店でも高く評価され、地域の誇れる素材であることを市内飲食店や鮎販売業者の皆さんにも知っていただくことは、今後更なる流通促進に繋げていく上でとても重要です。

こうしたことから、令和5年度では市内飲食店や鮎販売事業者等を対象に、飛騨市の鮎の特徴や優れている部分などについて学ぶ勉強会を開催するほか、市民の方にも広く知って頂けるようWEBサイトやSNSを活用した情報発信を強化するなど、鮎の流通促進と認知度向上に繋がります。

3 事業概要

①【新規】飛騨市産鮎の差別化のための勉強会の実施（90千円）

鮎を語る人を増やし、販路の拡大や流通の促進を図るほか、供給体制の強化として後継者育成にも繋げるため、市内飲食店や鮎販売事業者等を対象に、鮎釣り名人を講師に迎え、飛騨市の鮎の特徴や優れている部分などについて学ぶ勉強会を開催します。

②【拡充】市内外への鮎流通促進と認知度向上（115千円）

- ・飛騨市の鮎を紹介するパンフレット作成し、市外への発信力を強化します。（新規）
- ・WEBサイトやSNSなどを活用し、市内で鮎を食べられるお店の情報発信を強化し、鮎の認知度向上を進めます。（拡充）
- ・首都圏シェフ招へいツアー時に飛騨市産鮎の試食を提供します。（継続）

③【拡充】「清流めぐり利き鮎会」への参加・宮川鮎釣り大会等への賞品の提供（200千円）

例年9月に高知県で開催される「清流めぐり利き鮎会」への参加や、宮川鮎釣り大会の入賞者に市特産品を提供するほか、新たな取り組みとして環境課や宮川下流漁業協同組合と合同で実施する河川清掃活動の参加者に、宮川下流で取れた鮎を振る舞います。

担当課：農林部食のまちづくり推進課（☎0577-62-9010） 予算書：P.99

拡充 食の総合プロデュースの推進

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
4,080	ふるさと納税	3,873	委託料	2,900
	国庫補助金	207	普通旅費	430
（前年度予算 3,419）			その他	750

2 事業背景・目的

市では、市産食材の認知度向上とブランディングの推進を図るため、令和3年度に元フランス大使館公邸料理人の工藤英良氏を「食の大使」に任命し、これまで市内外のイベント等において市産食材を使ったメニューの試供や、工藤氏とつながりのある料理人を飛騨市に招いたツアーを通じて市産食材の魅力の発信を行ってきました。

令和5年度は情報発信を強化し、市内外への認知度をさらに高めるとともに、引き続き、首都圏を中心とした有名料理店等で市産食材を取り扱っていただけるよう料理人等の市への招へいをはじめとした営業活動を実施し、飛騨市の食のブランディングや販路拡大につなげていきます。

3 事業概要

①【拡充】食の大使との連携による食の総合プロデュース（1,400千円）

- 飛騨市まるごと食堂（市内・首都圏）のPRも含め、市の食の魅力を発信するメディア向けのレセプションを首都圏にて開催します。（新規）
- 飲食店・旅館向けに飛騨の地酒に合うレシピを学ぶ講座や料理の盛り付けやスマートフォンでの綺麗な写真撮影を学ぶ食の魅せ方講座を開催します。（継続）
- 飛騨の食材を使ったレシピを開発し、広報ひだに掲載します（年6回）（継続）

②【継続】料理人等の産地への招へいと生産者とのマッチング（1,500千円）

料理人やバイヤー等を飛騨市に招へいし、産地の気候風土や食材の味を実際に体感いただき、生産者のこだわりや想いを直接伝えることで、市産食材の新たな取引へとつなげます。

③【継続】地域外で市産食材を扱う飲食店等の新規開拓（1,180千円）

首都圏を中心に飛騨市食の大使である工藤氏の紹介や岐阜県との縁などを足掛かりとして有名店等を訪問し市産食材を試供する営業活動を行います。

拡充 伝承作物の活用推進

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】		【主な使途】	
500	一般財源	500	委託料	200
			謝礼	120
(前年度予算 223)			その他	180

2 事業背景・目的

市では、市内で古くから栽培されている作物にスポットを当て、その風味や歴史を後世に守り伝えていくことを目的として、平成29年度より「飛騨市伝承作物」認定制度を創設し、伝承作物の調査・審査・認定を担う認定委員会とその価値を広めおいしく食べていただくための普及を担う活用委員会の両輪で活動に取り組んでいます。

しかし、伝承作物は生産者も生産量も少なく、市内での認知度はまだ低いため、まずは、栽培がしやすく、一般家庭にも普及させやすい「行真ねぎ」をテーマとした栽培意見交換会を通じて生産面での体制強化を図るほか、市内直売所やイベント等で広く周知するなど、地域に根付き後世へ伝えていくための取組を強化します。

3 事業概要

①【新規】栽培意見交換会（勉強会）の開催（10千円）

「行真ねぎ」をテーマに生産体制の母体となる勉強会を立上げ、仲間を集め生産者を増やしていくとともに、栽培のポイントやコツの共有、栽培状況の情報交換、種子の確保等を通じて、栽培技術及び種子の保存・継承や生産量の安定化を図ります。

②【新規】伝承作物に関する歴史・食文化等の取材（200千円）

「白たまご」「臼坂かぶら」「種蔵紅かぶ」「船津かぶら」をテーマに歴史や風味、食文化など、今日まで受け継がれてきた背景をさらに深く掘り下げる取材を行い、誰でも分かり、後世へ伝えられる情報として残します。

③【拡充】伝承作物認証制度の運用（70千円）

生産者や直売所等に配布している認証看板・認定証・飛伝シールに加え、生産者や伝承作物の詳細な情報がわかるシールなどを追加配布します。

④【継続】伝承作物の普及活動（220千円）

各種イベント等での種の配布や、伝承作物を使用した家庭向けレシピを作成するほか、伝承作物月間として直売所での販売や飲食店でのコラボ料理の提供等を実施します。

担当課：農林部食のまちづくり推進課（☎0577-62-9010） 予算書：P. 98

拡充 粗飼料自給率の向上支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
5,225	一般財源	5,225 補助金
(前年度予算 1,100)		5,225

2 事業背景・目的

市の粗飼料自給率は54%と国全体の78%と比較して大変低い現状にある中、近年では新型コロナウイルスの影響により輸入飼料が高騰し、納品時期も不安定な状況が続いており、今後の安定的な飛騨牛生産にとって価格・品質・供給量等の面で安定した粗飼料の調達先が必要となります。

こうした状況から、市では令和4年度から3年間を粗飼料自給率向上の集中対策期間と位置づけ、令和4年度は耕畜連携による地元産稲WC Sの普及拡大として、地元産稲WC Sの試供や輸送費の支援に取り組みました。

令和5年度は粗飼料の生産体制の強化を目的に、新たな地元産飼料としてデントコーンサイレージ（飼料用トウモロコシの発酵飼料）に着目し、その活用を促進するほか、自給率向上に努めている農家への支援や、稲WC Sの普及拡大に向けた支援を強化することで、自給率の向上を目指します。

3 事業概要

①【新規】デントコーンサイレージの輸送費支援（100千円）

畜産農家が市内生産者からデントコーンサイレージを購入する際の輸送費に対し、1ロール当たり1,000円を補助します。

②【新規】牧草の採草を行う畜産農家への支援（1,470千円）

水田以外で牧草を採草する畜産農家に対して、1反当たり10,000円を補助します。

③【新規】粗飼料集積場の設置支援（1,555千円）

粗飼料運搬の効率化や鳥獣被害防止などを目的に、粗飼料生産農家に対して稲WC Sなどの粗飼料を集積するための資材・設置整備にかかる工事費の1/2の額を補助します。

④【継続】地元産稲WC Sの輸送費の支援（2,100千円）

畜産農家が市内生産者から稲WC Sを購入する際の輸送費に対し、1ロール当たり500円を補助します。

担当課：農林部畜産振興課（☎0577-73-0152） 予算書：P.103

拡充 地域協同での放牧による遊休農地等対策

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
3,283	一般財源	3,283
		負担金 1,200
		施設改修材料費 581
(前年度予算 1,700)		その他 1,502

2 事業背景・目的

人口減少、高齢化、農業離れ等により市内の遊休農地等は年々増加し、地域住民の手だけでは再生が困難な状況も生じています。この対策として家畜の放牧による土地の有効利用がありますが、地域住民などがそれぞれ個々で実施するのは、難しい状況にあります。

そこで、市は令和4年度より遊休農地等対策の一つとして、市が地域と畜産農家をマッチングし、放牧に必要な資機材の費用を支援する事業を開始し、古川町畦畑地内で牛の放牧及び神岡町梨ヶ根地内でヤギの放牧を試験的に小面積・短期間で実施しました。

この結果、放牧による遊休農地等対策への効果が期待できるものの、牛やヤギを貸し出す側の長期間放牧に対する不安があることや放牧に必要な環境整備が必要であることが判明したことから、長期間での放牧を可能とし、放牧環境を整えるための支援を行うことで、面積及び期間を拡張した放牧による遊休農地等対策を実施します。

3 事業概要

①【拡充】放牧用家畜の購入及び購入支援 (1,500千円)

- 令和4年度に引き続き、梨ヶ根地区でのヤギ放牧の実施にあたり、ヤギを市で購入し、実施地区に飼育を委託します。
- 令和4年度に引き続き、畦畑地区での牛放牧の実施にあたり、畜産農家が放牧に共用する牛の購入費用の10/10（上限60万）を支援し、放牧規模を拡大して実施します。

②【拡充】放牧実施に必要な設備整備 (1,211千円)

牛放牧に必要な牧柵用の資機材、ヤギ放牧での長期間快適に過ごすための小屋及び繫留器具を市で準備することで、地域及び家畜ともに放牧に適した環境を整えます。

③【新規】放牧実施における不安を解消する取組み (572千円)

放牧した家畜による第三者への損害に備えて、放牧時の損害賠償責任保険への加入費用を全額支援します。また、牛の存在確認の手間の軽減や、脱柵などの不安解消のため、牛の現在位置の確認、脱柵時のアラート機能等を備えた、放牧管理システムを試験的に導入します。

担当課：農林部畜産振興課（☎0577-73-0152） 予算書：P.102

新規 臭いを抑えた高品質堆肥づくりの研究

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な用途】
6,492	県補助金 380	補助金 6,300
	ふるさと納税 5,300	旅費 192
(前年度予算 0)	一般財源 812	

2 事業背景・目的

(株)吉城コンポは、市町村合併前の旧古川町、国府町、河合村、宮川村及び飛騨農業協同組合により、将来的な畜産業の課題である家畜の糞尿処理問題を解決し、地域でより一層畜産業に励んでいただくことを目的に、平成8年に古川町高野地内に開設されました。

これまで国・県・飛騨市の支援を受けながら経営されてきましたが、糞尿処理手数料を低く抑えていることから価格が一般的な製品に比べ割高となってしまう等の理由により、堆肥の販売は好調とは言えず、厳しい経営状況が続いています。また、施設全体的に顕著な老朽化がみられるとともに、気象条件によっては古川町市街地まで臭気が届くことも度々あることから、施設全体の大規模な改修及び抜本的な臭気対策が求められています。

このことから、堆肥販売の増加に向け、高齢者などでも使いやすい商品の製作に必要な機械導入に対する支援を行うほか、農家向けの堆肥利用に関する勉強会を開催します。

また、今後複数年かけた市と吉城コンポの共同事業として、微生物を取り入れた堆肥の研究を行い、堆肥生産の効率化や品質の向上、臭気の低減につなげます。

3 事業概要

① 微生物発酵堆肥の研究 (5,492千円)

市と吉城コンポの共同事業として、細菌学の専門家を招き、地域の気候や堆肥化する配合物(牛の排泄物+植物性生薬残渣)に適した微生物の研究を進めます。また、その研究費用および、研究に必要な資機材の導入にかかる費用の2/3を支援します。

② 高齢者などでも使いやすい製品製作用の機械導入に対する支援 (1,000千円)

吉城コンポが従来生産している40リットル袋詰め堆肥に加えて、購買者から要望のある20リットル袋詰め堆肥を製作するための機械導入に対し、導入費用の5/12以内の額を支援します。(※県の1/4補助と合わせて計2/3の支援)

③ 市内耕種農家向けの堆肥利用に関する勉強会の開催 (ゼロ予算)

堆肥の専門家を講師に迎え、農家向けに堆肥の効果や利用方法を学ぶ勉強会を開催します。

担当課：農林部畜産振興課 (☎0577-73-0152) 予算書：P.101

拡充 地元産高品質堆肥の利用促進

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
2,955	一般財源	補助金
(前年度予算 1,800)	2,955	2,955

2 事業背景・目的

畜産農家にとって堆肥処理問題は大きな課題であり、市ではこの課題への対策として、畜産農家に安心して畜産経営をしてもらえるよう、吉城コンポを立ち上げ、その経営を支援してきた経緯があります。市内畜産農家全ての堆肥を吉城コンポに持ち込み、処理することを理想としていますが、そのためには、吉城コンポの堆肥販売が進み、経営が安定し、常に堆肥の受入が可能な状態であることが前提となります。

当該事業は、過去4年間にわたり実施しており、徐々に古川町内の耕種農家を中心に吉城コンポの堆肥利用が進んでいますが、更なる堆肥利用を促進するため、令和5年度も引き続き堆肥の購入及び散布にかかる補助事業を継続するとともに、古川町以外の耕種農家やトマト・ほうれん草等の園芸作物にも利用が促進されるよう体制整備を進めます。

3 事業概要

①【新規】堆肥散布機の導入支援 (1,334千円)

堆肥散布業務を請け負うための堆肥散布機の購入費用の一部を補助します。

対象者：市内事業者

対象経費：堆肥散布業務を請け負うための堆肥散布機購入経費

補助率：対象経費の最大2/3*

※上記の補助には可能な限り国や県の補助事業を活用し、国県補助が活用できない場合でも、市単独で上記補助率で補助を行います。令和5年度に支援を想定している事業者については、県の補助金で堆肥散布機購入額の1/2の支援が受けられることから、市は購入額の1/6を補助します。

②【継続】耕種農家への堆肥購入及び堆肥散布支援 (1,621千円)

大豆又は米を生産する市内営農組合に対し、吉城コンポが生産する堆肥の購入費用に対する補助(2tあたり上限5千円)及び堆肥散布費用に対する補助(散布委託費の1/2以内)を行います。

担当課：農林部畜産振興課 (☎0577-73-0152) 予算書：P.102

新規 飛騨地鶏の安定した生産の支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
610	一般財源	610 補助金
(前年度予算	0)	

2 事業背景・目的

飛騨地鶏は畜産振興と市特産のブランド化を目的として、平成16年に飛騨市が商標登録した地鶏です。その生産・加工・販売を手掛ける社会福祉法人「めひの野園（富山県富山市）」は、障がい者就労支援施設と養鶏・食肉加工施設を併設し、農福連携で地鶏の生産と加工販売に取り組んでいますが、ふるさと納税返礼品をはじめとしたネット販売が好調です。

しかし、飛騨地鶏の出荷羽数は毎年10,000羽程で推移している中で、11月から3月までの冬季間の産卵率・孵化率が寒さにより落込み、春からの出荷羽数が大きく減少していることから、令和5年度は、冬季間の生産性低下の解消やひな育成期の飼育環境の改善を目的とした暖房設備の導入を支援し、冬季間であっても安定して生産できる環境を整えます。

3 事業概要

飛騨地鶏生産施設整備補助金を創設し、以下の支援を行います。

対象者：飛騨地鶏生産事業者

対象器具：養鶏用ガス暖房器具、電気育雛器

補助率：上記の対象器具の購入経費の1/2



担当課：農林部畜産振興課 (☎0577-73-0152) 予算書：P. 103

新規 高性能林業機械の活用支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
1,000	森林環境譲与税 1,000	補助金 1,000
(前年度予算 0)		0

2 事業背景・目的

近年国内では、ハーベスタ、プロセッサ、フォワーダ、スイングヤード等の高性能林業機械の導入が進み森林整備・木材生産の効率化が図られる一方、経営的基盤が弱い小規模または個人事業体は、高価な高性能林業機械の所有が困難となっています。

また、国・県による高性能林業機械の導入支援を受けるためには、小規模または個人事業体では要件を満たすことが困難な一定量以上の木材生産が必要となっていることから、こうした事業体では高性能林業機械の所有は困難な状況にあります。

このため、市内林業事業体が高性能林業機械をリースするために必要な経費の一部に支援することで、市内における森林整備及び木材生産の効率化を図ります。

3 事業概要

① 高性能林業機械の活用支援 (800千円)

市内に主たる事業所を有し、市内において森林整備(間伐、主伐、再造林、支障木・危険木伐採等)を実施する林業事業体が、作業の効率化を目的として高性能林業機械をリースする場合、その経費の1/2(上限20万円)を補助します。

② 高性能林業機械の活用体制強化に向けた支援 (200千円)

高性能林業機械の活用に向けて、林野庁や林業・木材製造業労働災害防止協会等が実施する各種研修会を受講する場合、その経費の1/2(上限5万円)を補助します。



担当課：農林部林業振興課 (☎0577-62-8905) 予算書：P. 108

拡充 林業・木工技術者の確保育成の推進

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
2,613	森林環境譲与税	2,613 補助金 委託料
1,577		1,036
（前年度予算 320）		

2 事業背景・目的

市面積の9割以上を森林が占める飛騨市は森林整備の必要性が高く、その内容も木材生産から危険木伐採などを含む里山林の整備まで多岐に渡りますが、近年、その担い手である林業技術者が不足しています。これを受け、市では令和4年度より林業技術者の確保育成に対する支援を拡充していますが、市内林業事業体が実施する他地域にはない先駆的な取り組みなどの魅力は未だ十分に発信されているとは言えません。

このことから、主に市外からの人材確保を目的に、林業及び市内林業事業体の魅力を分かりやすく発信するとともに、市外から林業に就業する方への支援を拡充することで、将来に渡り飛騨市の森林整備が確実に実施できる体制の維持・強化を図ります。

3 事業概要

①【新規】伐倒技術等の向上のための研修に対する支援（397千円）

林業事業体が伐倒技術等の向上を目的として実施する研修会の開催や従業員が参加する研修費用に要する経費の一部を支援します。（補助率1/2 上限10万円）

②【新規】移住者を対象とした林業就業支援（960千円）

移住者が市内で林業に就業する場合に以下の支援を行います。

○国・県の移住支援制度で支援対象とならない県内からの移住者に対し、同等の支援が受けられるよう市独自の支援を行います。（支援金額：単身60万円、世帯100万円）

○家賃の1/2（上限4万円／月）を支援します。（最長2年間）

③【新規】市内林業事業体の魅力発信（1,036千円）

市内林業事業体が実施する他地域にない先駆的取り組みから、就業後の福利厚生に至るまでの様々な魅力を取りまとめ、パンフレットの作成等により、就林希望者に発信します。

④【継続】就職ガイダンス等への出展費用への支援（220千円）

林業事業体が就職ガイダンス等へ出展する際に要する経費の1/2（上限10万円／回）を支援します。

担当課：農林部林業振興課（☎0577-62-8905） 予算書：P.106

新規 特定間伐等促進計画の策定による再造林の推進

1 事業費（単位：千円） 【財源内訳】 【主な使途】

ゼロ予算

（前年度予算 0）

2 事業背景・目的

市内の針葉樹人工林の多くが伐期を迎えていることや、ウッドショックによる木材価格の高騰などから、今後も引き続き市内人工林の積極的な主伐（収穫）・再造林（主に植林）を推進する必要があります。

しかしながら、人工林率が低い飛騨市では規模が小さな人工林が点在していることなどから、森林経営計画の策定による国県補助金を活用した森林整備が困難な地域も多いという課題があります。また、森林整備の中でもとりわけ多くのコストが必要となる再造林には、国県からの補助が欠かせないため、それらが受けられない小規模人工林は主伐の実施が困難な状態となっています。

これらを踏まえ、市内小規模人工林において実施する再造林等の施業が国県補助金の適用となるよう「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づく「特定間伐等促進計画」を市において策定します。

3 事業概要

岐阜県が定める「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針」に基づき、あらかじめ県に協議を行った上で飛騨市として「飛騨市特定間伐等促進計画」を策定し、公表します。

※当計画策定により主伐後に実施する再造林が森林環境保全整備事業実施要領に定める「森林環境保全直接支援事業（標準単価の68%の補助）」の該当となるばかりでなく、同じく県が定める「主伐・再造林推進ガイドライン」に基づき、森林所有者、伐採事業者、造林事業者の3者が協定を締結すること、自治体による5%の嵩上げ補助を行うことを条件に最大95%までの県の嵩上げ補助の対象とすることができ、市の民有林整備事業5%を合わせて標準事業費の100%補助による再造林が可能となります。

担当課：農林部林業振興課（☎0577-62-8905）

【拡充】 レーザー測量等 ICT 技術を活用したスマート林業の実証

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な用途】
2,500	森林環境譲与税 2,500	委託料 2,500
(前年度予算 2,800)		

2 事業背景・目的

市は森林経営計画団地内で実施する広葉樹施業に対する独自の補助制度を令和4年度に創設したことにより、今後は団地内において国県補助を活用した針葉樹施業と市補助を活用した広葉樹施業を同時に実施する飛騨市独自の森林整備が本格化します。

しかし、団地内において針葉樹・広葉樹の双方を計画的かつ効率的に整備するために必要となる様々な森林情報の事前把握には多くの時間と労力を要し、それらを全て人海戦術で実施するには限界があります。

これらを踏まえ、近年、目覚ましい発展を遂げるドローン及びレーザー計測技術を活用することで、施業前の団地内において針葉樹・広葉樹を合わせた森林のデータを取得し、それらデータを効率的施業に活かす飛騨市独自の手法の実現に向けた実証を行います。

3 事業概要

- ① 市は林業事業者が策定した森林経営計画団地内において針・広別、微地形、樹高、単木位置、胸高直径などのデータをドローン及びレーザー計測技術を活用して取得し、林業事業者に提供します。
- ② 林業事業者は、そのデータを元に計画団地内において効率的な施業を行うための計画を策定し施業を実施します。広葉樹に関しては、あらかじめ取得した詳細データを飛騨市広葉樹活用推進コンソーシアムに提供し、原木の価値向上につながる伐採前商談などに活用します。
- ③ 実証事業の過程で林業事業者との意見交換等を継続的に実施し、必要なデータの精査、その収集に必要な経費、費用対効果等を検証し、令和6年度以降の新たな補助制度に向けた制度設計に活用します。



担当課：農林部林業振興課（☎0577-62-8905） 予算書：P.106

拡充 持続可能な広葉樹生産の見える化の推進

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
242	森林環境譲与税	委託料 192 需用費 50
(前年度予算 214)		

2 事業背景・目的

市では令和4年度に「広葉樹天然生林の施業に関する基本方針（以下、「基本方針※」と記載）」を策定し、基本方針に基づく施業の実施により持続可能な森林管理と広葉樹生産の実現を目指しています。

一方、昨今のウッドショックや円安の影響による輸入木材の価格高騰を背景に、国内家具メーカー等では国産材回帰のみならず、木材が生産される地域の背景や持続可能な資源利用に配慮しているか否かが以前にも増して重要視されるようになってきました。

これらを踏まえ、今後、飛騨市産広葉樹を選択的に購入していただくことを目的に、飛騨市産広葉樹の生産背景にある基本方針及び方針に基づく取り組み自体を新たな価値として発信し、他地域材との差別化を図ります。

※基本方針…「森林の更新」や「災害リスク」に配慮した持続可能な広葉樹施業を推進するための具体的手法等を示した飛騨市独自の基準書

3 事業概要

①【拡充】持続可能な飛騨市型広葉樹生産に関する情報の発信（192千円）

飛騨市が基本方針に基づき実施する持続可能な広葉樹施業に関し、伐採後の森林更新の状況などの情報を家具メーカーやそのユーザーに伝えるため、広葉樹のまちづくり公式Webサイト内に、伐採地における更新調査結果等を掲載するページを新たに制作します。

②【拡充】広葉樹施業試験・研究モデル林の活用（50千円）

宮川町菅沼地区の市有林内に設けた「広葉樹施業試験・研究モデル林」をフィールドに以下の調査を実施し、国内には少ない広葉樹施業に関するデータを蓄積します。

- ・平成28年度に実施した広葉樹の間伐実施地において、岐阜県立森林文化アカデミーと連携して育成木の成長状況を調査し、その事業効果を検証します。（新規）
- ・令和3年度の択伐実施地において森林総合研究所と連携して天然更新状況のモニタリング調査を実施し、広葉樹施業後の天然更新に関するデータ収集を行います。

担当課：農林部林業振興課（☎0577-62-8905） 予算書：P.106

拡充 広葉樹のまちづくりを伝えるツアーの開催

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
470	森林環境譲与税	470 委託料
470		470
(前年度予算	530)	

2 事業背景・目的

飛騨市は、広葉樹活用というテーマに関心のある全国の個人、企業、団体等を対象に、「広葉樹のまちづくり」について丁寧に説明・案内し、取り組みのサポーターやビジネスパートナーを全国に増やすことを企図したツアーを令和元年度から開催しています。ツアーには毎回全国から参加があり定着してきたと考えられる一方、回を重ねるにつれ飛騨市の取り組みの深化も相まって、参加者によって知りたいことに差があることも分かってきました。

そのため、分野を問わず希望者を幅広く募集するこれまでのツアーに加え、一定の分野の関係者を対象としたツアーを新たに設けることで、より深く飛騨市の取り組みに興味と関心を持ち、飛騨市産材の販売促進にもつながる新たな関係を構築できる企業や個人を増やしていきます。

3 事業概要

①【新規】持続可能な広葉樹生産の取り組みを伝えるツアーの開催（ゼロ予算）

令和4年10月に発表した広葉樹天然生林の施業に関する市独自の基本方針に対し、国内家具メーカーや木工作家が高い関心を示していることを踏まえ、そうした関係者に伐採跡地の更新状況を実際に確認いただくなど、飛騨市が取り組む持続可能な広葉樹生産の手法とその価値を現地で直接伝えるツアーを開催します（年2回程度開催予定）。

②【新規】木工を学ぶ学生等に飛騨市産材をPRするツアーの開催（ゼロ予算）

木工を学ぶため全国から飛騨地域に集まる学生を対象に飛騨市の取り組みを伝え、生産履歴が明らかな国産材が購入できる場としてPRすることで、卒業後、飛騨市産材の購入または市内での起業、就職等につなげることを企図したツアーを開催します（年1回程度開催予定）。

③【継続】一般向け広葉樹のまちづくりツアーの継続実施（470千円）

担当課：農林部林業振興課（☎0577-62-8905） 予算書：P. 106

拡充 広葉樹の育成・施業に対する支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
5,000	森林環境譲与税 5,000	補助金 5,000
(前年度予算 10,000)		

2 事業背景・目的

現在、広葉樹天然林の施業は国県の補助対象とならず採算がとれないことから、民間事業者による安定供給が難しいという課題があります。そのため市は、令和4年度に策定した「飛騨市広葉樹天然生林の施業に関する基本方針」に基づき、民間事業者が森林経営計画団地内で実施する天然林施業に対し市独自の支援を行う新たな制度を創設しました。

しかしながら、基本方針では伐採後間もない若齢林において優良木を育てる施業（除伐や育成木施業）を推奨していること、また、市内林業事業者からこうした施業に対する支援拡充の要望があったことなどから、こうした施業については森林経営計画団地外においても支援の対象となるよう制度を拡充することで、将来的に向けて価値の高い広葉樹の森づくりを目指します。

3 事業概要

①【新規】広葉樹の育成を目的とした施業への支援

「飛騨市広葉樹天然生林の施業に関する基本方針」に基づき、若齢級林（おおむね40年生までの林分）において実施する除間伐等の施業について、これまで支援の対象とならなかった森林経営計画団地外の天然林も支援の対象とし、市が定める事業費の68%にあたる額を支援します。

②【継続】広葉樹施業に対する市独自の支援

森林経営計画団地内において実施する「飛騨市広葉樹天然生林の施業に関する基本方針」において推奨とした施業（択伐、間伐、除伐等）に対し、市が定める事業費の68%にあたる額を支援します。



拡充 飛騨市産広葉樹を活用した家具等購入に対する支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
3,000	森林環境譲与税 3,000	補助金 3,000
(前年度予算 1,900)		

2 事業背景・目的

市は、これまで積極的に活用されてこなかった広葉樹を地域の重要な資源と位置付け、適切な森林整備により価値の高い森をつくるとともに、小径広葉樹の活用を通じて地域に新たな経済循環の創出を目指す「広葉樹のまちづくり」を推進してきました。

近年、円安やウッドショックなどにより輸入材の価格が高騰し、それに合わせて国産広葉樹の需要が高まりを見せていることから、今後は飛騨市独自のサプライチェーンや持続可能な広葉樹生産の仕組みを武器に、全国に広く飛騨市産広葉樹の魅力をPRし一層の販路開拓に力を入れる必要があります。

そこで、飛騨市産広葉樹を活用して実施する全国の商業店舗や観光施設、集会場等の内装木質化や、家具・什器等備品の導入、看板の設置に要する経費の一部を支援することで、飛騨市産広葉樹の販路拡大及び広葉樹のまちづくりの一層のPRを図ります。

3 事業概要

市内公共施設への木製品導入や、市内の木製看板に限定して支援を行うこれまでの事業について、全国の商業・観光施設、集会場等における内装木質化や、家具等備品の導入に対して支援する内容とすることで、全国にトレーサビリティが確立された広葉樹生産が可能であることをPRするとともに、その活用を推進します。

【補助対象者】

民間事業者、市内自治会等

【対象施設】

商業店舗、観光施設、集会場等、多くの利用が見込まれる施設

【対象事業及び補助率】

- ・飛騨市産広葉樹を活用した内装木質化及び家具等の導入 (1/5 上限100万円)
- ・飛騨市産広葉樹で製作された壁面看板、立て看板 (1/2 上限10万円)

※補助金の交付に当たっては、SNSや広報紙等の媒体を使って飛騨市産広葉樹を活用した旨のPRを行うことを要件とします。

担当課：農林部林業振興課 (☎0577-62-8905) 予算書：P.108

【拡充】 飛騨市独自の広葉樹サプライチェーンの構築

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
5,524	森林環境譲与税 1,124	委託料 4,400
	一般財源 4,400	補助金 900
(前年度予算 6,531)		その他 224

2 事業背景・目的

市ではこれまで活用されてこなかった広葉樹を地域資源と捉え、飛騨市独自の広葉樹サプライチェーンの構築を通じた広葉樹の生産・供給に取り組んでいます。

一方、昨今のウッドショックや円安による輸入木材の価格高騰に伴い、国内の家具メーカーを中心に国産材回帰の動きが活発化するとともに飛騨市産広葉樹の需要も増加し、今後もその傾向は続く予想されます。

これらの状況を踏まえ、増加する広葉樹需要に対応するため、広葉樹流通拠点（土場・製材所）の効率的な運用を図り、飛騨市独自の広葉樹サプライチェーンにおける供給体制の強化を図ります。

3 事業概要

①【新規】 地域内広葉樹の供給体制の強化（ゼロ予算）

樹種や太さなどの原木の仕分け基準を作成し、顧客ニーズに合わせた規格化を進めることで流通拠点の効率的な運用を図るとともに、市内遊休製材所の活用などを含むインフラの強化に必要な検討・調整を行うことで飛騨地域産広葉樹の供給体制の強化を図ります。

②【継続】 原木の仕分けに対する支援（900千円）

飛騨地域内で伐採された広葉樹材の用材率の向上や広葉樹流通拠点における材の回転率向上を目的に広葉樹原木の仕分けに要する経費の一部を支援します。（1,500円/m³）

③【継続】 飛騨市広葉樹活用コンシェルジュの配置（4,400千円）

地域おこし協力隊を「広葉樹活用コンシェルジュ」として継続して配置し、飛騨地域産広葉樹の需要開拓と需要に合わせた原木の規格化を進めるとともに、多様なニーズとの丁寧なマッチングを行うことで飛騨地域産広葉樹のさらなる販売力強化を図ります。

④【継続】 国内先進地域の事例研究（217千円）

広葉樹活用に係る先進事例の情報収集を通じ、全国で広葉樹活用に取り組む実践者との新たな関係構築を図ります。

担当課：農林部林業振興課（☎0577-62-8905） 予算書：P.106

拡充 広葉樹活用ネットワーク化の推進

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
1,184	森林環境譲与税	1,170	委託料	500
	一般財源	14	旅費	390
（前年度予算 1,596）			その他	294

2 事業背景・目的

近年、円安やウッドショックなどの影響により国産広葉樹の価値が見直されていることから、今後は国産広葉樹の需要拡大が見込まれます。一方、飛騨市独自の広葉樹サプライチェーンの構築にあたっては、飛騨市（地域）での原木生産に限界があるなどの新たな課題が顕在化しており、国内の様々な地域と原木の相互融通等を含めた新たなネットワーク構築が急務となっています。

これらの状況を踏まえ、平成30年度に北海道中川町と締結した姉妹森協定をきっかけに、現在進めている国内で広葉樹活用に関する取り組みを進める地域、企業、個人などとの連携をより一層積極的に推進し、今後増加が予想される広葉樹需要に対応できる新たなネットワークづくりを進めます。

3 事業概要

①【新規】広葉樹活用に取り組む新たな地域の情報収集（500千円）

全国各地の取り組みに精通し、実践者となつたがりを有する事業者（有識者）への委託により、国内で広葉樹活用に取り組む、または今後取り組む計画のある地域や企業等に関する情報収集を行うとともに、具体的な連携に向けた意見交換を行います。

②【新規】みなと森と水ネットワーク会議への参画（50千円）

飛騨市独自の広葉樹サプライチェーンを武器に、都市部自治体と連携しながら飛騨産広葉樹の活用とPRを図るため、令和4年度の「川崎市木材活用促進フォーラム」加入に続き、「みなと森と水ネットワーク会議」（東京都港区）に参画します。

③【継続】F S C認証材の相互融通の仕組みづくりに向けた協議等の実施（377千円）

いち早く天然林でF S C認証を取得したことで知られる岩手県岩泉町との交流を継続し、今後需要拡大が見込まれるF S C認証材の相互融通の仕組みづくりに向けた具体的な協議を実施します。

④【継続】姉妹森協定に基づく北海道中川町との相互交流の実施（257千円）

担当課：農林部林業振興課（☎0577-62-8905） 予算書：P.106

新規 広葉樹端材の市内循環活用の推進

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】		【主な使途】	
645	森林環境譲与税	645	委託料	500
			報償費	72
(前年度予算 0)			その他	73

2 事業背景・目的

飛騨市独自の広葉樹サプライチェーンの構築が進み、広葉樹流通量が増加したことにより、流通・加工過程で発生する端材も増加しています。

こうした端材は、広葉樹材を活用する過程（製材、家具製作等）で発生し、各事業所で燃料（薪）やチップとして有効活用されているものの、一部は廃棄されています。

このような現状を踏まえ、飛騨市の広葉樹サプライチェーンの中で発生する端材を資源として地域内循環させることで、市内で生産される広葉樹の有効活用を図るとともに、その過程を発信することで広葉樹の地域資源としての価値を広く市民の皆さんにも伝えていきます。

3 事業概要

市内において製材または木取りの過程で発生する広葉樹端材を活用し、市内の小学1年生が使用するアサガオ観察用の鉢を製作するとともに、使用後の鉢は市で回収し市内の木材乾燥施設の燃料として使用します。

また、本事業を地域循環型広葉樹端材活用モデルとして、横展開を図るため、広く市民及び市内事業者にPRします。

【事業の流れ】

- ・ 広葉樹活用コンシェルジュの協力により市内企業等において広葉樹端材を調達します。
- ・ 調達した広葉樹端材を活用して市内家具メーカー等によりアサガオ観察用の鉢（キット）を製作します。
- ・ 市職員による市内の広葉樹に関する環境教育と併せてアサガオ観察用の鉢（キット）を小学生が組み立て、アサガオの観察に使用します。・ 使用後は家庭での使用も可能とするほか、不要な場合は市が回収し、市内の木材乾燥施設の燃料として有効活用します。

【拡充】 F S C 認証取得と認証材サプライチェーンの整備

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】		【主な使途】	
5,142	森林環境譲与税	5,142	工事費	2,310
			委託料	1,574
(前年度予算 1,200)			その他	1,258

2 事業背景・目的

SDGsの目標達成に向けた取り組みの世界的推進を背景に、近年、適正な森林管理の下で生産されたことを国際認証機関が認定した認証材を国内外の企業が選択的に調達する動きが活発化しています。

これらの状況を踏まえ、持続可能な森林管理・木材生産の推進、飛騨市産広葉樹の差別化によるさらなる高付加価値化を目指し、市有林にてF S C認証を取得するため、市有林でのFM認証の取得に加え、市内事業者におけるC o C認証取得を支援することで市内における認証材のサプライチェーン構築を目指します。

※F S C認証…持続可能な森林活用・保全を目的とした適切な森林管理や、その森林から生産された木材であることを認証する国際的な制度。FM認証（責任ある森林管理基準への適合認証）を受けた森林で生産され、C o C認証（加工流通過程の管理に関する認証）を受けた事業者で加工・製造された製品のみがF S C認証製品としてF S Cマークをつけて販売できる。

3 事業概要

①【新規】市内業者のC o C認証取得に対する支援（1,218千円）

FM認証を取得した市有林で生産した材を、F S Cの認証木材として流通させることを目的に、市内加工事業者等がC o C認証を取得する際に要する経費の一部を補助（補助率1/2）するほか、国内において既に認証材のサプライチェーンを構築している地域の関係者を講師に、その事例を学ぶ研修会を実施します。

②【新規】認証林の管理及び認証材生産に必要な森林作業道の開設（2,310千円）

今後、全国的に認証材の需要拡大が見込まれることから、認証取得後速やかに木材生産・販売ができるよう、認証林の管理及び認証材生産に必要な森林作業道を開設します。

③【継続】市有林でのFM認証取得（1,614千円）

令和4年度に実施した事前審査の結果を踏まえ、認証機関による本審査を受験し、市有林においてFM認証を取得します。

担当課：農林部林業振興課（☎0577-62-8905） 予算書：P. 106

拡充 高野千本桜夢公園の環境整備

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】		【主な使途】	
4,146	ふるさと納税	2,300	工事請負費	2,300
	森林環境譲与税	931	借上料	900
(前年度予算 4,094)	一般財源	915	その他	946

2 事業背景・目的

古川町高野地区の「高野千本桜夢公園」については、飛騨市の新たな魅力として平成30年に地域有志から整備委員会が取り組みを引き継ぎ、これまでヤマザクラの植樹をはじめ、排水溝の敷設、管理道の整備、看板の設置などの基盤整備事業のほか、ワークショップや園内散策等の普及事業を実施してきました。

しかしながら、近年植樹したヤマザクラの枯死が見られることや、多くの方々に足を運んでいただく公園としては未だ不足する機能が多いことから、今後も継続した環境整備と普及事業に取り組む必要があります。

これらを踏まえ、令和5年度は専門家への依頼により枯死の原因調査を行い、その結果によってはヤマザクラ以外の樹木への転換を検討するほか、多くの方に公園散策を楽しんでいただくための環境整備を引き続き行います。

3 事業概要

①【新規】専門家による樹木診断 (851千円)

樹木医等の専門家に枯死した原因の調査・分析を依頼し、土壌特質などに基づくエリア分けを行うほか、エリアによっては樹木の植え替えなどを検討していきます。

②【拡充】園内の環境整備 (3,215千円)

入園者の利便性向上と安全対策のため、園内入口付近に砕石敷による駐車場を整備するとともに、付近に利用し易く景観に配慮した仮設トイレを設置します。また、公園上部の駐車場に転落防止のための柵を設置します。

③【継続】環境整備作業のイベント化による関係人口づくり (80千円)

毎年、整備委員会で実施している下刈りなどの環境整備作業をヒダスケ等の仕組みを活用してイベント化し、公園整備に自分ごととして協力いただける方の増加を目指します。

担当課：農林部林業振興課 (☎0577-62-8905) 予算書：P. 106

新規 有害鳥獣被害に対するワンストップ支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】		【主な使途】	
5,000	ふるさと納税	5,000	委託料	3,100
			役務費	812
(前年度予算 0)			その他	1,088

2 事業背景・目的

近年市内では、有害鳥獣による深刻な農業被害や家屋侵入等の生活被害の発生に伴い、有害鳥獣対策の重要性は年々高まっていることから、そうした被害に対する総合的な相談体制の整備ときめ細やかな支援が必要となっています。

このため、有害鳥獣に関する総合相談窓口を林業振興課内に設置し、有識者の指導の下、これまで神岡町数河・石神地内で実施してきた実証試験で得られた知見やデータも活かしながら、集落に合った具体的な防除の手法等に関する助言・提案と、きめ細やかな支援を行います。あわせて、被害の未然防止として有効な有害鳥獣を誘引する果樹の伐採などの集落環境の整備や、集落等が行う野生獣の追い払い活動に対する新たな支援を行うことで、有害鳥獣による被害抑制を図ります。

3 事業概要

① 鳥獣対策ワンストップ窓口の設置 (4,588千円)

有害鳥獣対策の窓口「鳥獣対策サポートセンター（仮称）」を林業振興課内に設置するとともに、サポートセンターの運營業務を有害鳥獣対策に関する専門的な知見を有する猟友会員に委託することで、様々な相談に柔軟に対応します。

また、相談があった場合は市、専門家等で作る対策チームが集落へ出向き、被害及び現地の状況にあったきめ細やかな対応を提案・支援します。

② 鳥獣被害対策放任果樹等伐採事業補助金 (250千円)

鳥獣対策サポートセンターの助言・提案を受けた集落等を対象に、集落内の有害鳥獣を誘引する柿や栗等の果樹の伐採に要する経費の一部を支援します。

(補助率1/2 上限50千円)

③ 有害鳥獣の追い払い活動への支援 (162千円)

鳥獣対策サポートセンターの助言・提案を受けた集落等を対象に、有害鳥獣の追い払い活動に必要なロケット花火発射機材等の追い払い用具を支給します。

担当課：農林部林業振興課 (☎0577-62-8905) 予算書：P. 106

拡充 有害鳥獣捕獲個体の資源利用の推進

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
9,061	県補助金	2,040	買上金	7,450
	一般財源	7,021	報酬	793
（前年度予算 10,312）			その他	818

2 事業背景・目的

近年、里山を中心に有害鳥獣による農作物被害等が多く発生しています。生産者の営農意欲の低下は、さらなる耕作放棄地の増加と有害鳥獣の生息域拡大につながるため、現在、有害鳥獣による被害抑制を目的に、その捕獲に対し報償金（買上金）を交付することで個体数の調整に取り組んでいます。

しかし、捕獲された個体は有効活用されることなく、そのほとんどが埋却・焼却処分されていることから、今後は他の地域の事例などを参考にその有効活用を検討していただく必要があります。

これらを踏まえ、飛騨市において捕獲される有害鳥獣を資源として捉え、ジビエやペットフード等に活用することを前提とした捕獲体制を整備することで、資源としての有効活用を推進します。

3 事業概要

①【新規】有害鳥獣捕獲個体を有効活用するための実証実験（818千円）

ジビエ利用に適した処理手法を検討するため、檻の設置、檻監視カメラの活用、電気ショッカーの導入などによる実証実験を行います。

②【新規】捕獲個体の資源活用に必要な捕獲体制の整備（240千円）

捕獲個体を資源として有効に活用するため、捕獲者が対象鳥獣の個体を市内の獣肉解体処理施設へ搬入した場合、有害鳥獣被害防止報償金に3,000円の上乗せを行います。

※対象鳥獣：イノシシ、ニホンジカ（狩猟期を除く）

③【継続】有害鳥獣被害防止報償金の交付（8,003千円）

有害鳥獣による農作物等への被害抑制のため、飛騨市鳥獣被害対策実施隊が行うツキノワグマ、イノシシ（成獣・幼獣）、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、カラス等の捕獲に対し、報償金（買上金）を交付します。

担当課：農林部林業振興課（☎0577-62-8905） 予算書：P.106

拡充 狩猟者の確保・育成

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
2,644	一般財源	2,644
		補助金 2,500
		旅費 90
(前年度予算 3,500)		報償費 54

2 事業背景・目的

市ではこれまで、市内における有害鳥獣による農業等への被害抑制を目的として、狩猟免許取得に対する支援により狩猟者の育成に取り組んできましたが、未だ多くの獣害被害が発生していることから、引き続き狩猟従事者の確保が必要です。

そのため、中長期的視点から、現在中心的に捕獲活動を担っている狩猟者の後継者確保・育成や、狩猟者の年齢構成の平準化を目的として、令和4年度末に終期を定めて実施してきた狩猟免許取得費用、猟銃取得等に要する経費を補助する狩猟者育成事業を延長するとともに、意欲ある若手狩猟者の育成に努めることで、有害鳥獣の捕獲体制強化と農業被害の抑制に努めます。

3 事業概要

①【新規】ビギナー狩猟者の捕獲技術向上のための勉強会の開催 (144千円)

有害捕獲活動の経験が浅い狩猟者でつくる「ビギナーハンターネットワーク (仮称)」を設立し、有害鳥獣に関する知識や捕獲技術を学ぶ勉強会を開催するほか、相互の情報交換ができる場を提供します。

②【継続】狩猟免許等取得支援事業補助金 (2,500千円)

新たに有害鳥獣捕獲業務に従事する意欲のある市民に対し、狩猟免許の取得や猟銃取得等に要する経費を補助し、担い手の確保・育成を図るとともに、飛騨市鳥獣被害対策実施隊員の年齢構成の平準化を図ります。

- ・補助率10/10 (上限500千円)



担当課：農林部林業振興課 (☎0577-62-8905) 予算書：P.106

拡充 地籍調査の効率化の推進

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】		【主な使途】	
65,611	県補助金	46,617	委託料	64,116
	手数料	25	使用料	938
(前年度予算 59,655)	一般財源	18,969	その他	557

2 事業背景・目的

土地の最も基礎的な情報である地籍の調査は、山林所有者の高齢化や世代交代、不在村化により境界に関する記憶が失われつつあること、また、急峻な地形等によって境界杭の設置が困難な地域があるなど、年々その実施が困難となっています。

そのため、令和4年度から航空機等による高精度の空中写真やレーザ測量等を用いることで現地での作業を最小限にとどめ、現地立会いや測量作業の効率化を図る新しい手法による地籍調査を一部地区において実施しています。

しかしながら、図面作成や現地での事前調査、調査地区の選定、地域の意向確認等の作業には、未だ多くの時間と労力が必要です。

これらを踏まえ、令和5年度より地籍調査作業を全般にわたって委託できる制度を活用し、包括委託とすることで職員の業務負担の軽減を図るとともに、直営業務の事務作業を効率化することで、さらなる事業の推進を図ります。

3 事業概要

①【拡充】地籍調査事業の包括委託 (65,385千円)

新手法導入による業務増の負担軽減のため、これまで市直営で実施してきた業務の一部（工程管理・検査、閲覧等）も測量業者に委託する包括委託とすることで、事業の推進を図ります。

なお、これにより業務委託料は約8%（423万円）の増額となりますが、職員業務に換算して約50人日分の負担軽減が期待されます。

②【新規】業務支援ソフトの導入 (226千円)

これまで紙ベースでの作成・管理を行ってきた所有者等の調査書類、事業計画段階での調査区域の事前調査のための図面については、書類の作成に時間を要すること、膨大な資料の管理スペースの確保が難しいことから、電子データで作成・管理できるソフトウェアを購入し、作業・管理の効率化を図ります。

担当課：農林部林業振興課（☎0577-62-8905） 予算書：P.67